

要　旨　紹　介

「再犯防止に向けた総合対策」の要請を受け、本報告では、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、性犯罪の動向、性犯罪者に対する再犯防止の取組の現状を紹介するとともに、性犯罪の再犯防止対策の前提となる性犯罪者の実態を明らかにし、再犯防止に向けた対策を考察した。

なお、本報告は、性犯罪の動向、矯正施設及び保護観察所における性犯罪者の処遇、諸外国における性犯罪者に対する地域社会の取組及び特別調査で構成している。

1 性犯罪の動向（第2章）

（1）発生状況及び処理状況

ア 検挙

近年の強姦の認知件数は減少傾向にあり、平成26年は1,250件であった。一方、強制わいせつの認知件数は増加傾向にあり、26年は前年より減少したものの、7,400件と、統計を取り始めた昭和41年の約2.3倍に増加した。平成26年の検挙件数、検挙人員は、いずれも昭和41年以降最多であった。

強姦、強制わいせつの検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移を見ると、20歳代、30歳代の割合が、一貫して約5～6割を占めている。少年の割合は低下傾向にあるが、高齢者の割合は上昇傾向にある。

強姦、強制わいせつの検挙件数について、被害者と被疑者の関係別構成比の推移を見ると、強姦、強制わいせつ共に、被害者が「親族」及び「面識あり」の割合が上昇傾向にある。

平成26年の強姦、強制わいせつにおける被害者の年齢層別構成比において、未成年者の割合は、強姦では40.5%，女子を被害者とする強制わいせつでは49.2%，男子を被害者とする強制わいせつでは86.0%であった。

イ 檢察・裁判

平成26年の起訴率は、強姦37.2%，強制わいせつ45.8%であり、同年の起訴猶予率は、強姦10.4%，強制わいせつ9.9%であった。

平成26年の強姦、強制わいせつの科刑状況を見ると、執行猶予率は、通常第一審における終局処理人員総数(59.5%)と比べて、強姦は9.4%と低く、強制わいせつは64.8%と高い。

また、刑期が5年を超える者の割合は、通常第一審における有罪人員総数（2.4%）と比べて、強姦では42.9%，強制わいせつでは3.1%であった。

ウ 矯正・更生保護

強姦、強制わいせつの入所受刑者人員の推移を見ると、強姦は平成16年から減少傾向にあり、26年は282人と最近30年間では最も少なかった。強制わいせつは、26年は30年前の昭和60年と比べると約3倍の366人であった。

入所受刑者の犯行時の生活環境及び居住状況について、入所受刑者総数と比べると、強姦、強制わいせつ共に、有職者の割合は高く、住所不定の者の割合は低い。また、未婚の者の割合は高く、高校卒業以上の学歴を有する者の割合も高い。

強姦、強制わいせつ共に、平成26年の仮釈放率は、出所受刑者総数よりも高い。

仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員の推移を見ると、いずれの保護観察の種別においても、強姦は減少傾向にあり、強制わいせつは増加傾向にある。平成26年の執行猶予者の保護観察率は、強姦では30.3%，強制わいせつでは24.9%であり、執行猶予者総数の保護観察率（10.0%）と比べて高い。

（2）再犯者・再入者の状況

平成26年の再犯者率は、強姦では、一般刑法犯の再犯者率より高く、強制わいせつでは同程度である。強姦、強制わいせつのそれぞれの成人の検挙人員に占める有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体の有前科者率よりおおむね高いが、同一罪種有前科者率は、いずれも一般刑法犯全体よりも低い。26年の再入者率は、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数の再入者率と比べると、顕著に低い。

2 再犯防止に向けた各種施策等（第3章）

我が国の矯正施設、保護観察所における性犯罪者の再犯防止のための処遇等について、公式統計や実地調査に基づいて紹介するとともに、性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に、諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介した。

3 特別調査（第4章）

法務総合研究所においては、性犯罪者の実態や再犯状況等を明らかにし、性犯罪者に対する

る効果的な指導及び支援の在り方の検討に役立てるため、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までに裁判が確定した者（以下「全対象者」という。）を対象として特別調査を行った。なお、特別調査で取り扱った性犯罪とは、強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）、強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下「条例違反」という。）をいい、「性犯罪者」とは、確定判決の罪名に性犯罪が含まれる者をいう。

（1）全対象者調査及び受刑者調査の結果

ア 全対象者調査

（ア）基本的属性

全対象者1,791人のうち、男子が1,788人（99.8%）、女子が3人（0.2%）であった。全対象者の平均年齢は36.5歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。

（イ）調査対象事件の概要

① 罪名

全対象者について、調査対象事件中の性犯罪の罪名別人員は、強制わいせつが856人（47.8%）、強姦が542人（30.3%）、条例違反が393人（21.9%）であった。

② 裁判内容

全対象者の裁判内容は、実刑に処せられた者が1,016人（56.7%）、単純執行猶予の者が590人（32.9%）、保護観察付執行猶予の者が185人（10.3%）であった。

イ 受刑者調査

（ア）基本的属性

性犯罪受刑者（1,016人）のうち、男子が1,014人（99.8%）、女子が2人（0.2%）であった。平均年齢は35.8歳であり、最年少は16歳、最高齢は85歳であった。罪名別に見ると、全対象者では強制わいせつが最も多かったが、性犯罪受刑者では、強姦が488人（48.0%）と最も多く、強制わいせつが338人（33.3%）、条例違反190人（18.7%）であった。

（イ）出所状況

性犯罪受刑者のうち、平成26年8月31日までに刑事施設を出所した者（797人）の出所事由別内訳は、仮釈放が427人（53.6%）、満期釈放が370人（46.4%）であった。

(2) 性犯罪者の類型別の実態

性犯罪者の特性や問題性を明らかにするために、調査対象事件中の性犯罪の罪名、被害者の年齢、共犯の有無及び犯行態様に着目し、類型化を行った。

類型化の結果、該当する対象者が多い7つの性犯罪者類型（以下「類型」という。）である「単独強姦型」、「集団強姦型」、「強制わいせつ型」、「小児わいせつ型」、「小児強姦型」、「痴漢型」及び「盗撮型」について、裁判内容を見るとともに、基本的属性、前科等を分析し、性犯罪者は一様ではなく、犯行時の年齢層、教育程度、就労状況、前科の有無等において、様々な違いがあることを明らかにした。

(3) 性犯罪者の再犯の実態と再犯要因

ア 類型ごとの再犯率

全対象者のうち、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点において、服役中等の者を除いた1,484人の全再犯率は20.7%、性犯罪再犯率は13.9%であった。再犯の状況を見るに当たっては、類型によって、懲役（実刑）に処せられる者の割合に偏りがあることのほか、出所受刑者については、再犯可能期間に長短があることに留意する必要があるが、全再犯率では、痴漢型が最も高く（44.7%）、次いで盗撮型、小児わいせつ型、強制わいせつ型、小児強姦型、単独強姦型、集団強姦型の順であった。性犯罪再犯率でも同様の傾向であった。

イ 性犯罪再犯と関連する要因

年齢、就労状況、前科、調査対象事件中の性犯罪の内容等と性犯罪再犯との関連について分析した。分析に際しては、執行猶予者と出所受刑者とでは、再犯可能期間が異なるほか、各集団に占める罪名の構成や調査対象者の特性等が異なることも考えられることから両者を分けて検討した。その結果、執行猶予者と出所受刑者の両方において、「性非行による前歴・保護処分歴、性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」、「被害者に面識のない者を含むこと」、「犯行時に未婚又は離死別であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。また、執行猶予者では、「初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下であること」、出所受刑者では、「犯行時に無職であること」、「公然わいせつによる前科のあること」、「犯行時に執行猶予中等であること」に該当する者が、該当しない者と比べて性犯罪再犯率が統計的に有意に高かった。

ウ 処遇プログラムの受講と再犯状況

出所受刑者について、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施結果と保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのうちのコア・プログラムの実施結果を基に、処遇プログラムの受講の有無と再犯状況について分析した。処遇プログラムの受講の有無及び出所事由に着目し、三つの群、①双方受講群（仮釈放者）、②双方非受講群（仮釈放者）、③双方非受講群（満期釈放者）を設定し、累積再犯率（推定）を見るとともに、処遇プログラムの効果検証を行った結果、処遇プログラムの受講が、全再犯、性犯罪再犯のリスクを減少させるという結果が得られた。

(4) 複数回の性犯罪を行った者の特徴

性犯罪前科のある者について、性犯罪前科に係る事件の概要及び裁判内容等に関する調査を行った。前科の内容を見ると、性犯罪前科のみの者の割合は約6割、性犯罪前科以外の前科もある者は約4割であった。また、性犯罪前科が2回以上ある者の性犯罪前科の内容を見ると、今回の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科のある者の割合は、強制わいせつ（痴漢型）では100%，小児わいせつ型では84.6%と高く、単独強姦型では63.2%，強制わいせつ（その他）型では44.0%であった。

5 まとめ（第5章）

(1) 初期対応の重要性

少年による強制わいせつの検挙人員が増加傾向にあることや、強制わいせつの少年の3割強が保護観察に付されることなどを踏まえると、少年の保護観察対象者に対しても性犯罪者処遇プログラムの知見や技法を活用することが望まれる。

痴漢事犯者は、他の性犯罪者と比べて、再犯率が高く、短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にあるため、再犯防止のためには、痴漢行為が常習化する前のより早い段階において、痴漢行為に及ぶ問題性に働き掛けることが重要である。

(2) 性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇

処遇プログラムによる指導を必要な者ができるだけ多くこれを受講できる体制や、処遇プログラムの効果を上げるために、適切な受講対象者の選定等のほか、引き続き、実施者の技術の向上を図ることが望まれる。

(3) 総合的な働き掛けの重要性

性犯罪者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるものの、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいるため、性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく、非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要である。また、性犯罪者の再犯防止のためには、帰住先の確保や就労支援の充実を図ることも重要であり、これらの施策を推進するに当たって、関係機関や地域社会との連携強化が重要である。

研究部長 岩山伸二